

医福審一介	050
11.6.14	

## 介護報酬設定等の考え方（案） 改訂版

### 【訪問看護の介護報酬設定のイメージ】

#### ○ 包括して評価する部分（地域差を勘案）

- 訪問看護サービスにかかる費用
  - ・看護職員等の人工費等
  
- 訪問看護運営にかかる管理的経費
  - ・人工費等（管理事務相当分）
  - ・医療機関等への報告等に必要な諸経費
  - ・消耗品費、備品費
  - ・交通費
  - ・その他事務管理経費
  
- ・車両等の減価償却費

+

#### ○ 加算（出来高）

- ※・ 24時間連絡、相談及び緊急時訪問が行える体制に関する加算
  - ・医療器具等の使用者に対する特別な管理に関する加算
  - ・離島等の長時間移動を要する場合の加算
  
- ※・ 早朝、夜間等の加算

※印は、現行制度になく、新たに加算として設けるもの

### 【包括部分の設定イメージ】

標準的な所要時間	要支援、要介護1～5	
	訪問看護ステーション	医療機関
20分程度（30分未満）	点	点
30分～1時間半程度		
1時間半を超える場合		

## 1 基本的な取り扱い

- 報酬設定の単位は、現行制度では1日単位となっているが、1回単位としてはどうか。
- 1回単位の評価区分として、巡回型を想定した「20分程度」を評価するとともに、更に
  - ①「30分から1時間半程度」を評価する（現行制度）
  - ②「30分から1時間程度」「1時間から1時間半程度」の2区分とすることが考えられるが、訪問看護時間の実態から、どのような設定とするか。
- また、1時間半を超える訪問看護の報酬設定をどのように考えるか。
- 訪問看護サービス提供に不可欠な交通費、及び提供時に使用する消耗品等については、報酬設定上、包括して評価してはどうか。
- 准看護婦の報酬設定をどのように考えるか。（現行制度は、1日当たり500円差）
- 管理者的人件費、医療機関への報告等に必要な諸経費等は、訪問看護ステーションのみの評価とする。

## 2 各種加算の考え方

- 24時間連絡、相談及び緊急時訪問が行える体制に関する加算  
24時間連絡、相談ができる体制に加え、居宅サービス計画に含まれない緊急時訪問を実際に行った場合に、加算として評価してはどうか。なお、医療機関については常時連絡ができる体制にあることから、緊急時訪問に関する加算のみとしてはどうか。
- 医療器具等の使用者に対する特別な管理に関する加算  
医療器具等の使用者は特別な管理が必要なことから、加算として評価してはどうか。
- 退院時に医療機関等を訪れて行う指導に関する加算  
退院後、訪問看護を受ける予定の利用者の退院に際し、入院している医療機関の医師等と共同で指導を行った場合の加算については、すべての訪問系事業者が当該共同指導を行うことが考えられることから、包括部分に含めて評価することとしてはどうか。
- ターミナルケアに関する加算  
ターミナルケア（在宅で死を迎えた場合に限る）を行った場合の評価は、当該加算の対象者が癌末期又は特別指示書による頻回な訪問看護が必要な対象者と想定されることから、医療保険による訪問看護の加算として評価してはどうか。

- 離島等の長時間移動を要する場合の加算  
離島等における訪問看護の提供に際し、移動に多くの時間が必要な場合（利用者の選択により遠方の事業者のサービスを利用する場合を除く）については、加算を設けてはどうか。また当該加算は、支給限度額管理下では、利用者のサービス量に影響を及ぼすことになるので、加算部分は限度額には含めないこととしてはどうか。
- 早朝、夜間等の加算  
早朝あるいは夜間、深夜に訪問看護を実施した場合に、加算を設けてはどうか。

### 3 医療保険との組み合わせに関する考え方

- 癌末期、神経難病等の要介護者の標準的なニーズを上回る医療ニーズを有する利用者の場合には、こうした一定の疾病に係る訪問看護は
  - ・すべて医療保険に請求する、又は
  - ・一定以上の日数、回数等を上回る部分について医療保険に請求することとしてはどうか。
- 要介護者が急性増悪等で頻回な訪問看護が必要であることを主治医が判断し、特別な指示を行った場合、指示のあった日から14日間に行った訪問看護は、すべて医療保険に請求してはどうか。

## 訪問看護時間の実態

訪問看護時間	分布状況 (%)
30分未満	0.5
30分～1時間未満	36.2
1時間～1.5時間未満	48.1
1.5時間～2時間未満	12.1
2時間以上	2.5
不詳	0.6
平均	62分

注) 平成9年訪問看護統計調査(訪問看護ステーション)による

## 訪問看護時間の実態

訪問看護時間	分布状況(%)
30分未満	0.5
30分~1時間未満	36.2
1時間~1.5時間未満	48.1
1.5時間~2時間未満	12.1
2時間以上	2.5
不詳	0.6
平均	62分

注) 平成9年訪問看護統計調査(訪問看護ステーション)による

## 訪問看護の報酬算定例

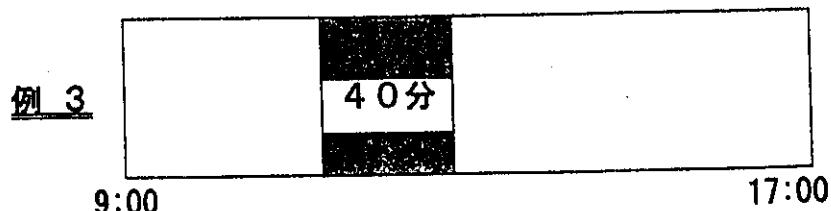
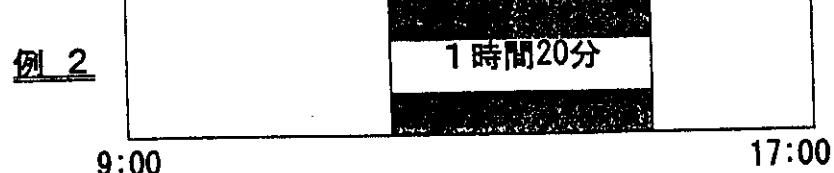
### 報酬単価（仮定）

現行制度 介護報酬	1日 (30分～1時間半程度)		100点	
	案1】 1回	20分程度	40点	
	1回	30分～1時間半程度	100点	
	案2】 1回	20分程度	40点	
		1回	30分～1時間程度	80点
		1回	1～1時間半程度	120点

### 【算定できる点数】

現行制度	介護報酬		
	案1	案2	
例1	点 100	点 200	点 160
例2	点 100	点 100	点 120
例3	点 100	点 100	点 80

### 訪問看護実施時間

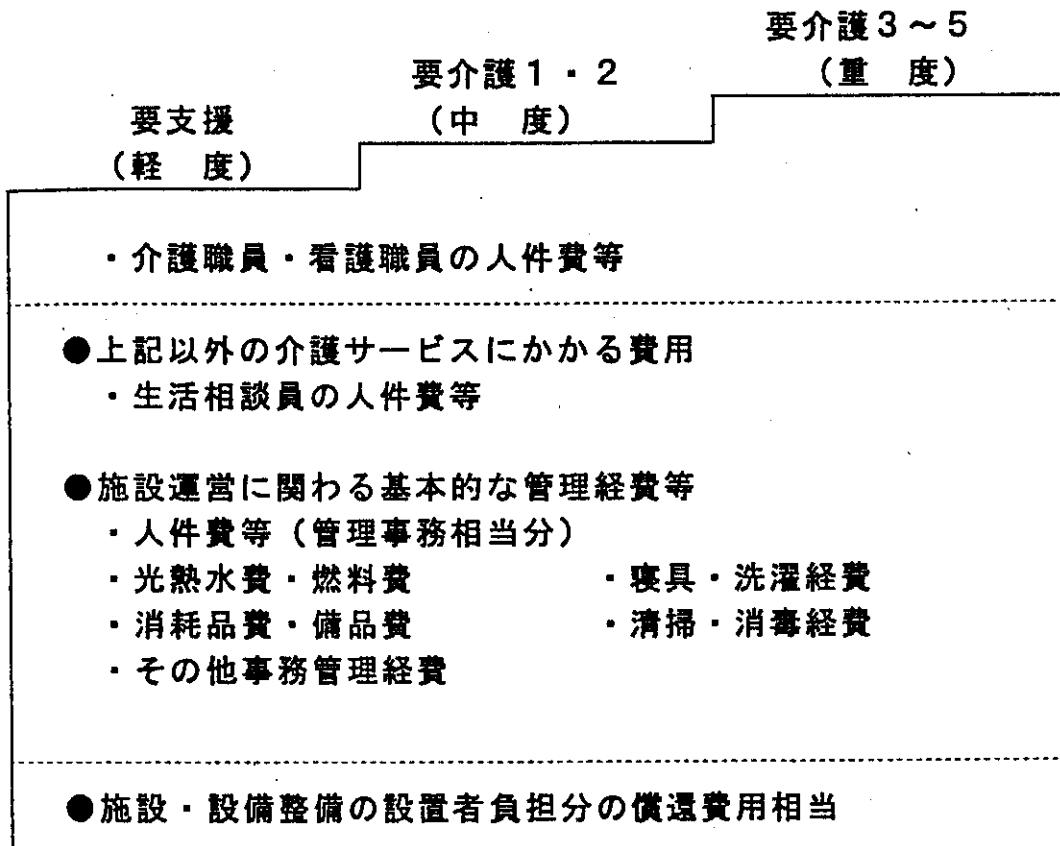


医福審一介	036
11.5.17	

### 介護報酬設定等の考え方（案）

#### 【通所介護の介護報酬設定のイメージ】

##### ○ 包括して評価する部分（地域差を勘案）



（注）ここで言う「機能訓練」は、医師の指示を伴わない日常生活動作等の訓練を示す。以下同じ。

+

##### ○加算等

- ※・入浴加算（I；特別な浴槽を利用した場合 II；介助浴等）
  - ・食事提供体制加算
  - ・送迎加算（片道単位で評価）
- ※・機能訓練体制加算

※印は、現行制度になく、新たに加算として設けるもの

【包括部分の設定イメージ】

		要 支 援 (軽度)	要介護 1・2 (中度)	要介護 3～5 (重度)
一 般 型	施 設 等 併 設 型	3～4 時間	点	点
	施 設 等 併 設 型	4～6 時間		
	施 設 等 併 設 型	6～8 時間		
	单 独 設 置 型	3～4 時間		
	单 独 設 置 型	4～6 時間		
	单 独 設 置 型	6～8 時間		
痴 呆 專 用 型	施 設 等 併 設 型	3～4 時間	点	点
	施 設 等 併 設 型	4～6 時間		
	施 設 等 併 設 型	6～8 時間		
	单 独 設 置 型	3～4 時間		
	单 独 設 置 型	4～6 時間		
	单 独 設 置 型	6～8 時間		

注) 上記時間には、送迎を含まず。

上記時間内は、指定基準に基づく、職員体制、サービス提供内容が行われていること。

## 1 基本的な考え方

### ○ 要介護度別の分け方

利用者の利用形態を考慮すると①要支援、②要介護1、2、③要介護3、4、5の3つのグループに分けることでよいか。

### ○ 報酬の単位

利用者の生活実態を勘案し、利用時間の選択が可能なように、従来の1日利用の形から、事業所ごとやサービス単位ごとに、①3～4時間、②4～6時間、③6～8時間の単位で評価してはどうか。

### ○ 類型別の包括報酬設定

- ・ 現行の単独型について、別に報酬額を設定することでよいか。
- ・ 現行のデイサービス事業の痴呆性老人向け毎日通所型（E型）のように、痴呆性老人のみを対象として小規模（10人未満）で通所介護サービスを実施している場合に、指定基準の職員配置数に加えて、介護職員又は看護職員を1人以上配置し、通所介護サービスの提供体制を強化している場合については、別に報酬額を設定することでよいか。

## 2 各種加算等の考え方

「介護報酬の主な論点と基本的な考え方」で検討すべきとされたもの

### ○ 入浴に関する加算

- ・ 入浴については、必須ではないが入浴の持つ機能回復の効果等に鑑みれば、その実施を評価することが適当と考えられるが、要介護者に適した特別な浴槽を利用した場合とそれ以外の介助浴等の場合について、加算の区分を設けることでよいか。

### ○ 食事に関する加算

- ・ 原則として、調理員等を雇用するなどして事業者自ら提供する体制を整えていることを評価してはどうか。

### ○ 送迎に関する加算

- ・ 送迎に要する平均的な費用を評価することでよいか。
- ・ 片道単位を評価する形式でよいか。

### ○ 機能訓練に関する加算

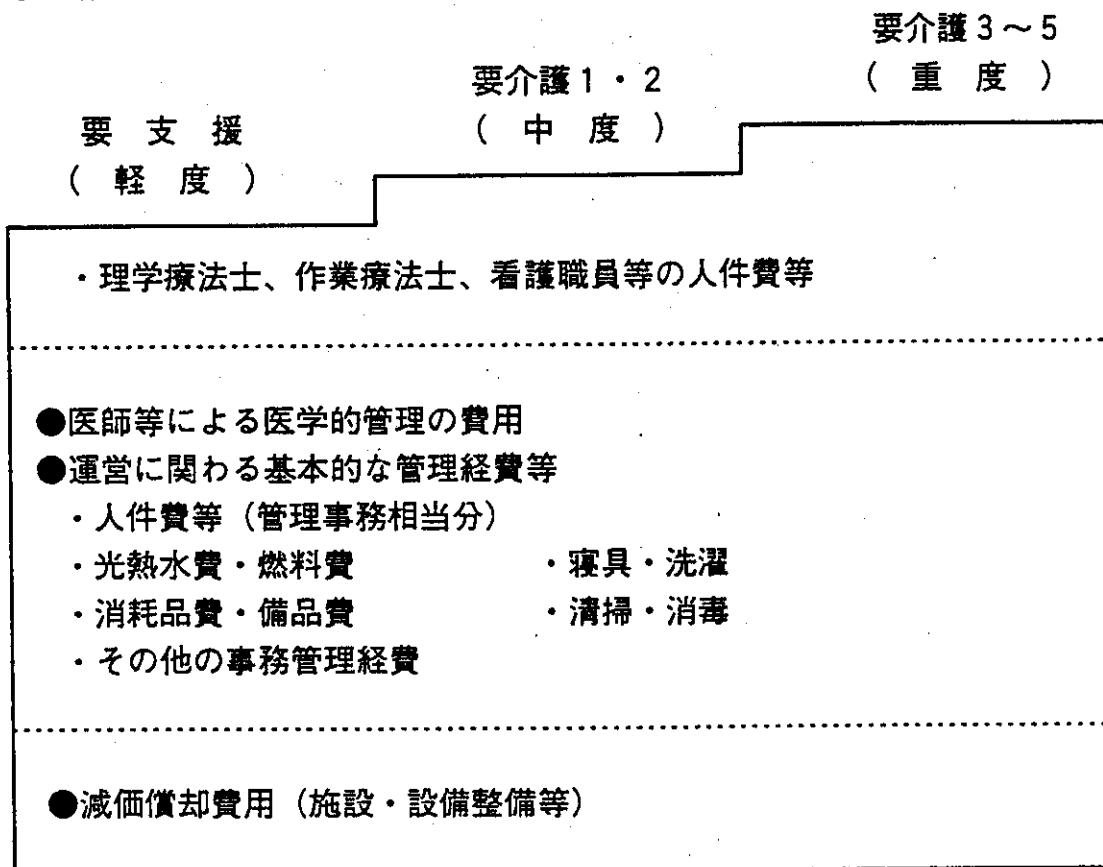
専従の機能訓練指導員を配置し、機能訓練の提供体制が強化されている場合の加算を設けてはどうか。

医福事一介	037
11.5.17	

### 介護報酬設定等の考え方（案）

#### 【通所リハビリの介護報酬設定のイメージ】

##### ○ 包括して評価する部分（地域差を勘案）



+

##### ○ 加算等

- ※・入浴加算（I；特別な浴槽を利用した場合 II；介助浴等）
  - ・食事提供体制加算
  - ・送迎加算（片道単位で評価）
- ※・医師等による訪問指導等の加算

※印は、現行制度なく、新たに加算として設けるもの

【包括部分の設定イメージ】

		要支援 (軽度)	要介護 1・2 (中度)	要介護 3～5 (重度)
医療機関型 (大規模)	3～4 時間	点	点	点
	4～6 時間			
	6～8 時間			
医療機関型 (小規模)	3～4 時間			
	4～6 時間			
	6～8 時間			
老人保健施設型	3～4 時間			
	4～6 時間			
	6～8 時間			

注) 上記時間には、送迎を含ます。

上記時間内は、指定基準に基づく、職員体制、サービス提供内容が行われていること。

## 1 基本的な考え方

### ○ 要介護度別の分け方

利用者の利用形態を考慮すると、①要支援、②要介護1、2、③要介護3、4、5の3つのグループに分けることによいか。

### ○ 報酬の単位

利用者の生活実態を勘案し、利用時間の選択が可能なように、従来の形から、事業所ごとやサービス単位ごとに、①3～4時間、②4～6時間、③6～8時間の単位で評価してどうか。

### ○ 類型別の報酬設定

施設設備・人員配置基準の異なる類型別に報酬額を設定することによいか。

## 2 各種加算等の考え方

### ○ 入浴に関する加算

・入浴については、必須ではないが入浴の持つ機能回復の効果等に鑑みれば、その実施を評価することが適當と考えられるが、要介護者に適した特別な浴槽を利用した場合とそれ以外の介助浴等の場合について、加算の区分を設けることによいか。

### ○ 食事に関する加算

・原則として、調理員等を雇用するなどして事業者自ら提供する体制を整えていることを評価してはどうか。

### ○ 送迎加算

・送迎に要する平均的な費用を評価することでよい。・片道ずつを評価する形式でよい。

### ○ 医師等による訪問指導等の評価(老人保健施設のみ)

・サービスの提供に必要な通所リハビリテーション計画の作成等に資するため、医師、理学療法士、作業療法士が、居宅に赴いて行う診察、運動機能検査又は作業能力検査等の実施を別途加算等で評価することでよい。 (ただし、通所リハビリテーション計画の見直しの際等の必要な場合のみ。)

医福審一介	038
11.5.17	

### 介護報酬設定等の考え方（案）

#### 【訪問入浴介護の介護報酬設定のイメージ】

##### ○ 包括して評価する部分（地域差を勘案）

###### 要支援、要介護1～5

- 介護サービスにかかる費用
  - ・介護職員・看護職員の人事費等
  
- 運営に関わる基本的な管理経費等
 

・人事費等（管理事務相当分）	・移動に要する経費
・光熱水費・燃料費	・洗浄・消毒経費
・消耗品費・備品費	・その他事務管理経費

- 車両、浴槽設備の減価償却相当

+

##### ○加算等

- ※・離島等の長時間移動を要する場合の加算

※印は、現行制度になく、新たに加算として設けるもの

#### 【包括部分の設定イメージ】

	要 支 援、要介護1～5
看護職員同行 して全身入浴	点
介護職員のみ の全身入浴	

## 1 基本的な取扱い

- 報酬の単位
  - ・ 利用単位は、1回当たり
  - ・ 入浴介護の実施体制によって、報酬を区分することとしてよいか。

## 2 加算の考え方

- 離島等の移動時間が通常の場合より多くかかる場合の加算  
離島、山村地域における訪問入浴介護の提供に際し、移動に多くの時間が必要な場合（利用者の選択により、遠方の事業者のサービスを利用する場合を除く。）については、加算を設けてはどうか。この場合、加算部分は限度額に含めないこととしてはどうか。（訪問介護、訪問看護並び）

## 3 その他の報酬面での評価

- 清拭又は部分浴に対する報酬上の評価  
訪問入浴介護を実施している利用者に対し、訪問日に利用者の心身の状況等から、利用者の希望により、全身入浴が困難で「清拭」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部）」を実施した場合は、全身浴の点数の一定割合を評価してはどうか。

医福審一介	039
11.5.17	

### 介護報酬設定等の考え方（案）

#### 【訪問リハビリの介護報酬設定のイメージ】

包括して評価する部分（地域差を勘案）

要支援、要介護1～5

- 訪問リハビリテーションの直接提供経費
  - ・理学療法士、作業療法士の人工費
- 運営に関わる基本的な管理経費等
  - ・人工費等（管理事務相当分）
  - ・消耗品費・備品費
  - ・その他事務管理経費

#### 【包括部分の設定イメージ】

	要支援・要介護1～5
訪問リハビリテーション	

#### <基本的な考え方>

- 訪問リハビリテーションについては、基本的には医療保険に同様のサービスがあるため、整合性をとる方向で整理を行ことでよいか。
- 報酬の単位
  - 訪問リハビリテーションは、現行どおりに実施時間1日20分以上でよいか。

医福審一介	040
11.5.17	

## 1 基本的な考え方

公定価格を設定せず、実際の賃貸の額を基本とする。

## 2 報酬算定の単位

原則として、歴月単位で算定。

## 3 その他の報酬面での評価

### ○ 搬入・搬出費等の評価

現在の相対契約では、搬入・搬出費等をレンタル期間最初の月に月々レンタル料とは区分して価格設定している場合があるが、介護保険の給付としては、要介護度に応じた支給限度額の枠内での利用となることから、特別の搬入・搬出費を除き、搬入・搬出費を月々のレンタル料に包括し平準化された費用について評価することとし、搬入・搬出費用を個別には評価しないこととしてはどうか。

但し、離島等の場合であって、他の訪問系サービスで移動に対する加算が認められる地域の利用者については、搬入・搬出に係る経費相当分を別途請求できることとしてはどうか。

### ○ 開始月及び終了月における一月未満の日数の取扱い

レンタルの開始月及び終了月において一月に満たない端数が生じることがあるが、用具の種類等によって異なるレンタル期間の計算方法を行っている実態を踏まえ、日割りや半月単位等の一律の基準を設けるのではなく、事業者の任意の計算方法の設定に委ねることとしてはどうか。

### ○ 長期間利用の場合等における賃貸価格の減額

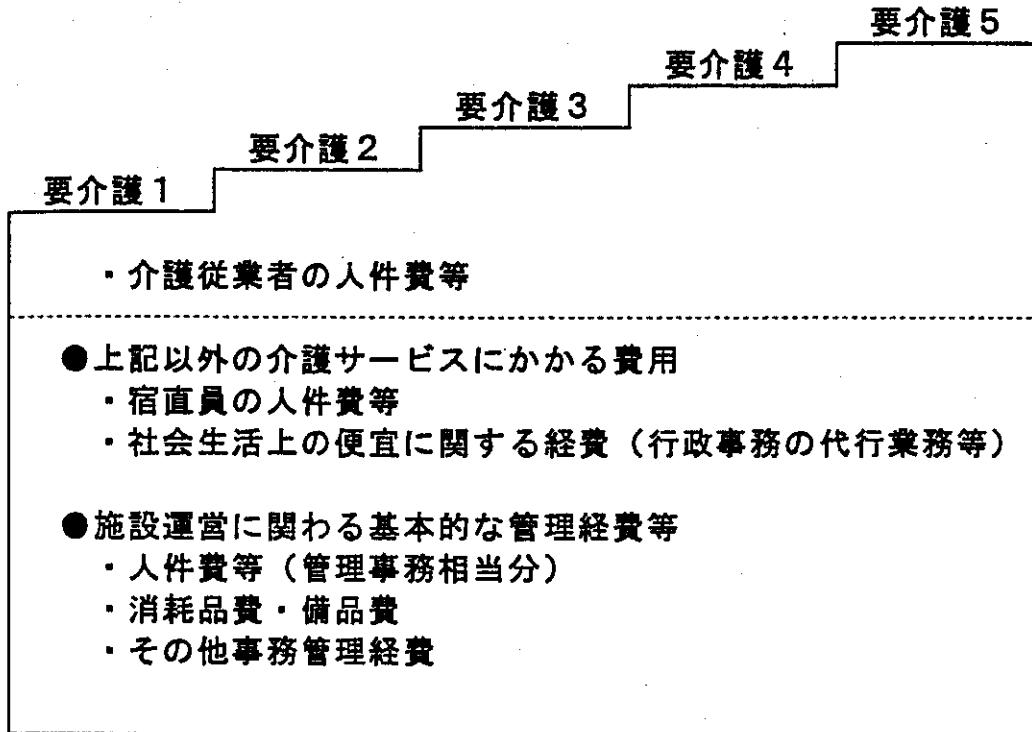
2年間継続利用した場合にそれ以降の賃貸価格を半額とする等、事業者が一定のルールを設けて賃貸価格を減額することを認めることは価格形成に市場原理を働かせる上で有効であるが、利用者間の公平性の確保や介護サービス計画の作成の実務を勘案すると、このようなルールが居宅介護支援事業者や利用者に対して明確に示される必要がある。

医福審一介	041
11.5.17	

## 介護報酬設定等の考え方（案）

## 【痴呆対応型共同生活介護の介護報酬設定のイメージ】

## ○ 包括して評価する部分（地域差を勘案）



（注）要介護度に応じた報酬上の評価については、要介護2、3を重点的に評価する設定とする。

+

## ○加算等

※・入居時の加算

※印は、現行制度になく、新たに加算として設けるもの

## 【包括部分の設定イメージ】

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
点	点	点	点	点

## 1 基本的な取扱い

- 報酬の単位  
1日単位とする。

## 2 加算の考え方

「介護報酬の主な論点と基本的な考え方」で検討すべきとされたもの

- 入居時の加算
  - ・ 入居時から一定（例えば1か月程度）の期間における施設への順応を援助する手間を評価し、初期加算を設けてはどうか。（介護保険施設並び）

## 3 その他

- 他の居宅サービスの利用について
  - 入居者へのサービス提供の一環として、通所介護や通所リハビリテーションを利用する場合には、事業者からこれらの通所サービスを提供する事業者に費用を支払うことによいか。

医福審一介	042
11.5.17	

### 介護報酬設定等の考え方（案）

#### 【居宅療養管理指導の介護報酬設定のイメージ】

包括して評価する部分（地域差を勘案）

※<医師、歯科医師による居宅療養管理指導>

要支援、要介護1～5

●居宅療養管理指導の直接提供経費

- ・医師・歯科医師の人事費
- ・通信・連絡費

●運営に関わる基本的な管理経費等

- ・人事費等（管理事務相当分）
- ・消耗品費・備品費
- ・その他事務管理経費

<薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等による居宅療養管理指導>

要支援、要介護1～5

●居宅療養管理指導の直接提供経費

- ・薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等の人事費等

●運営に関わる基本的な管理経費等

- ・人事費等（管理事務相当分）
- ・消耗品費・備品費
- ・その他事務管理経費

#### 【包括部分の設定イメージ】

		要支援・要介護1～5
医師による居宅	在総診 <sup>*注</sup> の算定有り	
療養管理指導	在総診 <sup>*注</sup> の算定無し	
歯科医師による居宅療養管理指導		
薬剤師による居宅療養管理指導		
管理栄養士による居宅療養管理指導		
歯科衛生士等による居宅療養管理指導		

\*注) 寝たきり老人在宅総合診療料

## 1 基本的な考え方

### ○ 報酬の単位

- ・医師、歯科医師の居宅療養管理指導にあっては、要介護者に対して訪問診療等を行い、計画的な医学管理を行なっている場合に、1月を単位として包括して設定してよいか。
- ・薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等の場合にあっては、これまでの診療報酬と同様に、利用者宅を訪問して療養指導を行なった都度、算定することとしてよいか。（1月での算定回数の制限もこれまでと同様に設定）

### ○ 医療保険との整合性

- ・医師の居宅療養管理指導にあっては、医療保険において寝たきり老人在宅総合診療料を算定している場合とそれ以外に分けた点数設定を行うこととしてよいか。

## 2 加算について

### ○ 訪問看護指示料について

- ・訪問看護指示料については、すべて医療保険に請求するのか、又は、居宅療養管理指導を行なっている場合には、居宅療養管理指導の加算として介護保険に請求するのか、どちらがよいか。